

東日本大震災及び原子力災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

令和 年 月 日

那須塩原市長 様

納税義務者 住所(所在)

氏名(名称)

電話番号

個人番号																			
法人番号																			

申請する項目に  をつけてください。

東日本大震災の被災による代替資産を取得し、地方税法附則第56条第10項又は第11項の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

原子力災害に係る居住困難区域内資産の代替資産を取得し、地方税法附則第56条第13項又は第14項の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

納税義務者 (所有者)	住所(所在)	
	氏名(名称)	

被災資産の所有者との関係(□本人□相続人□3親等以内の親族□その他)

代替資産の状況

資産区分	所 在 (家屋番号)	地積/床面積	地目/種類(用途)	共有名義の場合は 共有持分	取得(建築)年月日	
					登記年月日	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	那須塩原市 ( )	m <sup>2</sup>		/	令和 年 月	令和 年 月
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	那須塩原市 ( )	m <sup>2</sup>		/	令和 年 月	令和 年 月

被災住宅用地の所有者と同居する予定

被災家屋の所有者と同居する

被災資産の状況

所有者	住所(所在)	
	氏名(名称)	

資産区分	所 在 (家屋番号)	地積/床面積	地目/種類(用途)	共有名義の場合は 共有持分
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	( )	m <sup>2</sup>		
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	( )	m <sup>2</sup>		

※「代替資産」とは、被災資産に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。

※「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し若しくは損壊した家屋又はその敷地、原子力災害に係る居住困難区域内に所在していた家屋又はその敷地をいう。

<添付書類>  
裏面のとおり

【事務処理欄】

所有者コード	処理	受付者	番号確認	身元確認	確認書類	受付印
	土地		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード+運転免許証 <input type="checkbox"/> その他( )	
適用年度	家屋					

## 【特例内容と適用要件】

東日本大震災により滅失し若しくは損壊した家屋又はその敷地、原子力災害に係る居住困難区域に所在していた家屋又はその敷地に代わるものとして取得した家屋又は土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例の内容と適用に当たっての要件は次のとおりです。

### 1. 特例対象者

- (1)被災資産の所有者(被災資産が共有物の場合は、その持分を有する者)
- (2)被災資産の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3)家屋:被災家屋の所有者の3親等以内の親族で、代替家屋に当該被災家屋の所有者と同居する者  
土地:被災土地の所有者の3親等以内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該被災土地の所有者と同居する者
- (4)被災資産の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

### 2. 対象家屋要件

- (1)被災家屋  
～ 東日本大震災により滅失し損壊した家屋の範囲～
  - ・東日本大震災により倒壊し、又は東日本大震災に係る津波により流出したことが明らかなもの
  - ・り災証明書の被害判定結果が半壊以上で、かつその後解体撤去又は売却等の処分をしているもの
  - ・その他特別な事情があるもの～ 原子力災害に係る家屋の範囲～
  - ・居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋
  - ・旧法に基づく警戒区域に所在していた家屋
- (2)代替家屋・・・原則として被災家屋の所有者が取得した家屋で、被災家屋と種類、使用目的又は用途が同じもので、代替家屋と市長が認めたもの

### 3. 対象土地要件

- ・被災土地・・・前記の被災家屋の敷地で平成23年度において住宅用地の特例を受けていた土地
- ・代替土地・・・原則として被災家屋の所有者が取得した土地で代替土地であると市長が認めたもの

### 4. 取得期間

- (1)東日本大震災により滅失し若しくは損壊した家屋又はその敷地の代替資産を取得した場合  
平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間
- (2)原子力災害に係る居住困難区域に所在していた家屋又はその敷地の代替資産を所得した場合
  - ・居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3ヶ月(新築の場合は1年)を経過する日までの間
  - ・旧法に基づく警戒区域を設定することの指示が解除された日から起算して3ヶ月(新築の場合は1年)を経過する日までの間

### 5. 特例の内容

- (1)家屋:代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。
- (2)土地:代替土地のうち被災住宅用地の面積に相当する分について、取得後3年度分当該土地を住宅用地とみなす。

## 【添付書類】

### 必ず添付する書類(共通)

1. 被災土地又は被災家屋の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載した書類  
⇒ 住民票(写)又は商業登記簿謄本(写)
2. 平成23年度の被災土地の固定資産税について、住宅用地の特例の適用を受けたことを証する書類又は被災家屋が平成23年度分の固定資産税課税台帳に登録されていた旨を証する書類 ⇒ 平成23年度固定資産課税台帳記載事項証明書

### 必ず添付する書類(滅失し若しくは損壊した家屋又はその敷地の代替資産を取得した場合)

3. 被災家屋が震災により被害を受けたことについて、当該被災家屋の所在地の市長村長が証する書類  
⇒ り災証明書(写)又は固定資産減免決定通知書(写)
4. 被災家屋の処分が確認できる書類 ⇒ 解体契約書(写)又は売買契約書(写)

### 必ず添付する書類(原子力災害に係る居住困難区域に所在していた家屋又はその敷地の代替資産を所得した場合)

5. 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、家屋又はその敷地を当該区域内に所有していた旨を証する書類

### ケースにより添付する書類

1. 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類
2. 代替家屋の詳細をあらかじめする書類 ⇒ 建築確認申請書(写)等
3. 被災家屋の処分が未了の場合 ⇒ 代替家屋特例に係る被災家屋の処分についての申立書
4. 代替資産の所有者が被災資産の所有者と異なる場合(同じ場合は不要)
  - (1)被災資産の所有者の相続人である場合 ⇒ 戸籍謄本(写)
  - (2)被災資産の所有者と同居する3親等内の親族である場合 ⇒ 戸籍謄本(写)
  - (3)被災資産の所有者に合併が生じたときに、合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人又は被災家屋に係る事業を承継した分割承継法人の場合 ⇒ 商業登記簿謄本(写)

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災資産の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

※ 被災資産の所有者の住所が那須塩原市の場合は、住民票(写)は不要です。

※ 被災資産の所在が那須塩原市の場合は、り災証明書、固定資産税減免決定通知書、平成23年度固定資産税課税台帳記載事項証明書は不要です。